

唾液を用いた新型コロナウイルス PCR 検査のてびき

ver.1.3

1. 保険検査および自費検査の対象

【保険検査】

- ① 新型コロナウイルス感染症を疑う症状（発熱、咳、咽頭痛、下痢、味覚・嗅覚異常など）を認め、発症後 9 日以内の場合
- ② 症状の有無に関わらず、濃厚接触歴を認める場合

いずれも保険検査を受けるためには、あらかじめ当院あるいは他院における診察が済んでいることが必要です。他院の場合は、当院あての診療情報提供書を提出して下さい。

検査費用：公費による全額支給（但し、初、再診料、処方箋料などを除く）

【自費検査】

以下の場合は、原則として自費検査となります。

- 新型コロナウイルスの無症状病原体保有について確認を希望
- 通勤・通学先、訪問先が PCR 検査陰性証明を要求（当院の陰性証明書の内容はこちら）

検査費用（初、再診料を含む。但し、証明書代は除く）：**22,000 円（税込）**

濃厚接触より広い範囲の無症状接触者（たとえば、店舗や学校で感染者が出た場合、同じ集団や場所にいる全ての人）が、行政検査の対象になるかは各自治体の判断によります。保健所にご確認下さい。

2. 受診および検体の採取・提出

患者さんご自身で、自宅（あるいは滞在先）で起床直後に検体を採取・包装し、同日夕方までに運搬・提出していただきます†。

本検体は、国および WHO のガイドラインにおける「感染性物質が含まれていることが否定できないか不明の場合（カテゴリーB）」に該当します。当院までの運搬については、感染症法等による規制の適応外であり一般的臨床検体や一般的菌種と同列の扱いになります。ただし、ガイドラインに沿って 3 重包装が必要です（[参照先 1](#), [参照先 2](#), [参照先 3](#)）。

† 唾液の自己排出が困難な乳幼児の場合は、院内で鼻咽頭ぬぐい液の採取をします（院内採取は来院あるいは電話による予約が必要です）。

【検査の申込みから検査実施、検体提出まで】

- ① 保険検査、自費検査のいずれも、必ず来院前に電話（03-5805-3749）でご連絡下さい。検体採取日（月～土、但し火を除く）をはじめに決定します。
- ② 検体採取日の前日までに必要な器材（以下参照）を受け取りに御来院下さい。この際に保険証、医療証等をお持ち下さい。帰宅後、保冷剤は冷凍して下さい。
- ③ 検体採取の当日は、起床直後に飲水・飲食・歯磨き・うがいをせず、直ちに指定容器に指定量を採取して下さい。採取および包装方法は下記【検体のとり方】【検体包装のしかた】に従って下さい。
- ④ 検体採取日の午後5時までに提出して下さい。提出される時間は診療時間内であれば予約不要で自由です。

【検体のとり方】

【注意点】

- ・容器の内側には手で触らないで下さい。
- ・外側に唾液が付かないよう、十分ご注意下さい。

- ① 口先を検体容器に密接させ（図1）、自然に出てくる唾液を5～10分かけて静かに容器内に流し込み、容器先端の1mLラインの上まで満たす（図2）。
- ② 容器の蓋をしっかりと閉める。
- ③ 検体をとった日時を記録カードに記入して、あとで一緒に提出する。



図1



図2

【検体包装のしかた】（必ず動画を参照して下さい）

- ① 蓋がしっかりと閉まっていることを再度確認し、アルコール綿を用いて容器全体を消毒する。
- ② いったん、手指の洗浄をする。
- ③ パラフィルムを蓋と本体の境にぴったり貼りつける（途中で切れたら重ねて貼り続ける）。
- ④ 容器全体を吸水性紙で包み、輪ゴムをかける。
- ⑤ パウチ付きビニール袋に入れてから、しっかりと閉じる。
- ⑥ 保冷剤と一緒に保冷袋に入れ、全体を包む。さらに、もう一枚の保冷袋に保冷剤と一緒に入れて輪ゴムでくくる（家庭にあるドライアイスは使用しない）。
- ⑦ 段ボール箱に入れて、封印シールを貼る。
- ⑧ 送り主の欄に氏名、住所を記入したUN3373シールを、箱の3箇所（両側対面、上面）にテープで貼る。

- ⑨ 運搬にあたっては、徒歩、自家用車両（自転車、バイク、自動車等）の利用を原則とする。公共交通機関（バス、タクシー、電車等）を利用する場合は、各交通機関の規定を遵守する。郵送は利用できない。

3. 検体提出後

- 検査結果が判明するには、検体採取後通常2～5日程度かかります。結果（陽性または陰性）が判明した時点で電話にて御連絡します。書面での結果は、陽性の場合には郵送します。陰性の場合には、結果受け取りに御来院下さい。
- 症状の有無にかかわらず、結果が判明するまでは感染の拡大を起こさない行動をとって下さい。
- 結果が陽性の場合は自宅（あるいは滞在先）で待機して下さい。その後は、保健所の指示に従って下さい。
- 感染症法に則り、当院から保健所に以下の内容を含んだ届出が提出されます。これらは個人情報として保護され、行政への報告以外の目的に利用されることはありません。
 - ◆ 保険検査を受けられた方の個人情報（氏名、住所、所在地、連絡先等）、症状、検査結果（陽性、陰性）
 - ◆ 自費検査を受けられて陽性となった方の個人情報